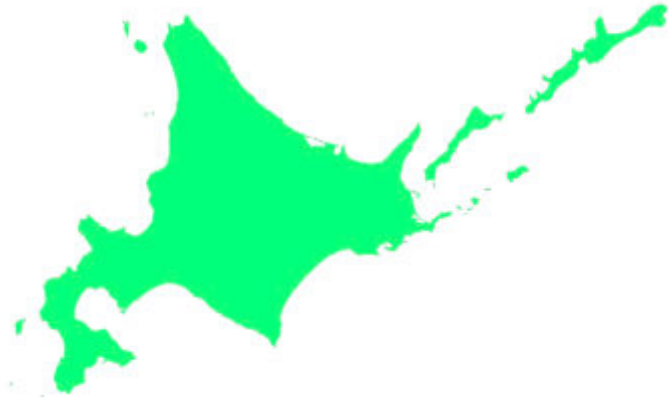




第29号（通巻第73号）
令和6年（2024年）1月

特別支援教育 ほっかいどう

Journal of Special Needs Education in HOKKAIDO

【特集】
特別支援教育に関する基本方針に基づく取組

北海道立特別支援教育センター

特集

特別支援教育に関する基本方針に基づく取組

巻頭言

「特別支援教育ほっかいどう」第29号の発刊に当たり

北海道立特別支援教育センター所長 今 井 章 文

特集 1

新たな「特別支援教育に関する基本方針」に基づく取組の充実に向けて

北海道教育庁学校教育局特別支援教育担当局長 堀 籠 康 行 氏.....P 1

特集 2

教育相談体制充実モデル事業（江差町教育委員会）

江差町教育委員会学校教育課.....P 5

特集 3

道内の特別支援学校の取組

《視覚障がい》北海道旭川盲学校..... P 9 《知的障がい》北海道平取養護学校.....P15
《聴覚障がい》北海道釧路鶴野支援学校..... P 11 《肢体不自由》北海道函館養護学校.....P17
《知的障がい》北海道伊達高等養護学校..... P 13 《病弱》北海道手稲養護学校三角山分校.....P19

特集 4

小・中学校における通級による指導の取組

湧別町立ゆうべつ学園教諭 井 理 聡 昭 氏.....P21

< 巻頭言 >

「特別支援教育ほっかいどう」第29号の発刊に当たり

北海道立特別支援教育センター

所長 今 井 章 文



北海道立特別支援教育センターでは、本道の特別支援教育のより一層の理解と推進に向け、毎年、本誌の発刊を通して道内の特別支援教育における先進的な取組を紹介しております。

本号では、北海道教育委員会が昨年3月に策定した「特別支援教育に関する基本方針」（以下、基本方針）に基づく取組をテーマとしました。

基本方針は、「北海道総合教育大綱」及び「北海道教育推進計画」の理念や政策の方向性に基づき、本道における特別支援教育を推進するための基本的な考え方を示すものとして策定されており、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までを計画期間としています。

本号の特集1では、基本方針について、特別支援教育の一層の充実にに向けた取組の方向性である4つの柱を基に、具体的に整理した内容や取組を解説しています。特集2では、幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実にに向けた地域における体制づくりについて、江差町における教育委員会や保健・福祉部局、他町の発達支援センター等が連携した取組を掲載しています。特集3では、本道の広域性を踏まえた教育相談の工夫や、地域の方々と連携した教育活動の充実など、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい（2校）、肢体不自由、病弱の各特別支援学校における取組を掲載し、特集4では、多様な学びの場の充実にに向けた「湧別町における通級による指導（巡回指導）の取組」を紹介しています。

どの特集も、本道の特別支援教育の充実に向け、基本方針を踏まえた具体的な取組であり、学校や地域における取組を推進する上で参考となる内容です。

本道では、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶ共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念の下、全ての子供たちが、障がいの有無にかかわらず、多様な個性を互いに認め合い、支え合いながら、共に学んでいくことができる環境を整え、誰もが生き生きと活躍できる社会を実現するよう、特別支援教育を推進しています。

本号の内容や御覧になった方の声が、特別支援教育の充実・発展に向けた取組の支えとなり、皆様と共に歩むものとなれば幸いです。

新たな「特別支援教育に関する基本方針」に基づく取組の充実に向けて ～誰もが生き生きと活躍できる社会の実現に向けて～

北海道教育庁学校教育局特別支援教育担当局長
堀 籠 康 行



1 はじめに

特別支援教育は、障がいのある子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

北海道教育委員会（以下、道教委）では、本道における今後の特別支援教育の充実に向けて、多くの道民の皆様からいただいた御意見を参考にするとともに、社会情勢の変化や国の動向を把握するなど、現状と課題を整理した上で、令和5年度からの5年間を計画期間とした新たな「特別支援教育に関する基本方針」（以下、基本方針）を策定しました。本方針は、上位計画である「北海道総合教育大綱」と、「北海道教育推進計画」の理念や施策の方向性に基づき、北海道における特別支援教育を推進するための基本的な考え方を示すものです。

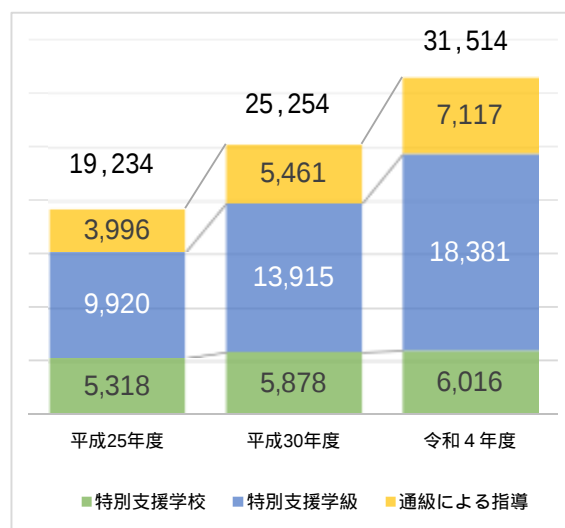
2 本道における特別支援教育の充実に向けて

少子化の影響により児童生徒数が減少する中、本道においては、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、制度改正などに伴い、特別支援学校をはじめ、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒は増加傾向にあり、平成25年度の19,234名から令和4年度の31,514名へと、約1.6倍になりました。

また、近年、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加しており、道教委の調査では、小・中学校の校内委員会において、特別な教育的支援を必要とすると判断された児童生徒の割合は、小学校で平成29年度の5.5%から令和4年度は8.8%へと増加し、中学校が同様の比較で2.0%から3.1%へと増えています。高等学校では、平成29年度、令和4年度とも0.8%となっています。

こうしたことから小・中学校の通常の学級や、高等学校において、全ての子供が分かりやすい授業づくりや、全ての子供が安全・安心に学ぶことができる学級経営を行うことが求められており、特別支援教育が培ってきたノウハウは、全ての学校教育においてあまねく必要とされていると考えます。

道教委では、こうした特別支援教育への期待に応え、本道における今後の特別支援教育の一層の充実を図るため、新たな基本方針において、取組の方向性を4つの柱で示しています。1つ目は「多様な学びの場の充実」、2つ目は「幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実」、3つ目は「特別支援教育の質の向上」、4つ目は「特別支援学校の教育環境の整備」とし、道内の各地域において、市町村教育委員会及び学校等と相互に連携しながら、4つの柱に基づいた取組を推進しています。



本道における特別支援教育の対象となる幼児児童生徒数の推移(人)

(1) 取組の柱1「多様な学びの場の充実」

特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における指導や支援の一層の充実はもとより、幼児教育施設や小・中学校の通常の学級、高等学校といった連続性のある「多様な学びの場」において、どの学びの場においても特別な教育的支援を必要とする子供が自立と社会参加に向けた専門的な指導や支援を受けることができるよう、「多様な学びの場」の充実に向けた今後の取組について、以下の内容に整理しました。

適切な就学先決定に向けた支援

- ・適切な就学先決定や学びの場の柔軟な見直しに向けた市町村教育委員会への働き掛け
- ・就学前健診などを活用した早期からの保護者等への支援の充実

幼児教育施設、小学校、中学校における学びの場の充実

- ・全ての教員が特別支援教育に関する理解や知識を深めるための体制の整備や校内研修の充実
- ・通級による指導や特別支援学級における指導体制の充実及び自立活動の指導に関する専門性の向上

高等学校における学びの場の充実

- ・全ての教員が特別支援教育に関する理解や知識を深めるための体制の整備や研修の充実
- ・通級による指導担当教員の自立活動の指導に関する専門性の向上

特別支援学校における学びの充実

- ・ICTを活用した学校間の連携及び指導の充実並びにセンター的機能の充実
- ・教育課程の編成や入学者選考検査の改善

自立と社会参加の充実

- ・テレワークを含めた企業等と連携した作業学習・実習等を通じて、社会性や適応力、コミュニケーション能力を伸ばす教育の充実

取組の柱1「多様な学びの場の充実」

具体的には、適切な就学先決定や就学時に決定した学びの場の柔軟な見直し（特別支援学校から特別支援学級、特別支援学級から通常の学級など）が図られるよう、市町村教育委員会の担当者を対象とした研修会を開催して理解の促進を図り、各市町村の支援体制の構築に資することや、道教委が作成した資料等の活用の促進に取り組んでいます。

また、全ての教員が特別支援教育に関する理解や知識を深めるとともに、具体的かつ実践的な指導や支援の方法等を習得できるよう、北海道立特別支援教育センターの研修等のほか、教育局の特別支援教育を担当する指導主事がサポートする体制の整備、「特別支援教育教育課程編成の手引」等の活用促進により、校内研修の充実を図っています。その他、障がいのある生徒の就労機会の拡大に向け、オンラインを活用した場所や時間、移動にとらわれない柔軟な働き方（テレワーク）への対応も含めた就労支援や福祉との連携、地域での生活や余暇活動の充実などQOL（生活の質）の向上など、諸施策の推進に努めています。

(2) 取組の柱2「幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実」

子供が将来、地域で豊かに生活するためには、幼児教育施設と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校など、学校等段階等間で指導や支援の内容が円滑に接続されることが必要です。その際、重要になるのが、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫した適切な指導と支援を行うために教育機関が中心となって作成する支援計画である「個別的教育支援計画」と、「個別的教育支援計画」を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画である「個別の指導計画」です。これらの計画を活用した引継ぎに関わる取組の充実を図るとともに、保健・福祉・医療・労働等の関係機関が連携協力し、指導や支援を一層充実させることが求められていることから、切れ目のない一貫した指導や支援の充実に向けた今後の取組について、以下の内容に整理しました。

就学前からの支援体制の整備

- ・市町村教育委員会と保健・福祉等の関係機関との連携による地域の支援体制づくりの促進
- ・障がいのある子供を育てた経験をもとに相談相手となるペアレントメンターの派遣など、保健福祉部局と連携した保護者支援の充実

在学中における地域の体制づくりの促進

- ・市町村における切れ目のない一貫した指導や支援に向けた関係機関の連携の促進
- ・各学校段階等間における「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用した引継ぎに関わる取組の充実

卒業後における支援

- ・進路先の企業等に対する「個別的教育支援計画」を活用した適切な引継ぎなど卒業後支援の充実

取組の柱２「幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実」

道教委では、市町村における就学相談・教育相談等の実施内容や方法が市町村ごとに異なる現状があることから、早期からの教育相談や適切な就学先決定など、個々の障がいの状態や生活の実態等に応じた支援の充実が図られるよう、「就学事務担当者等研修会」における保健福祉担当者等への参加促進や幼児教育施設の職員を新たに対象とするなどの取組を進めています。

(3) 取組の柱３「特別支援教育の質の向上」

特別支援教育の対象となる児童生徒が増加し、通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加していることから、どの学校にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍していることを前提に、全ての教員の特別支援教育に関する専門性向上を図る必要があります。そのため、管理職のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として、全教職員で組織的に対応する校内支援体制を確立し、校内研修の活性化・充実を図ることが求められており、特別支援教育の質の向上における今後の取組について、以下の内容に整理しました。

教員の特別支援教育の専門性の向上

- ・全ての校種における教員の特別支援教育に関する専門性の向上
- ・全ての校種において、特別支援教育を重要な柱として明確に位置付けた校内体制の構築

ＩＣＴの活用による指導の質の向上

- ・障がいの状態等に応じた効果的なＩＣＴ活用に関する教員研修等の充実

交流及び共同学習の充実

- ・共生社会の形成に向け、「交流及び共同学習」の趣旨や意義について一層の理解啓発
- ・「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用し、通常の学級担任と特別支援学級の担任が共通理解をした上で、「交流及び共同学習」を実施

障がいの重度・重複化、多様化及び医療的ケアに向けた対応

- ・重度・重複化、多様化を踏まえ、障がい種を超えた学校間の連携・協力の充実
- ・医療的ケア看護職員の配置や教職員に対する必要な研修の実施など、安全・安心な医療的ケア実施体制の整備

取組の柱３「特別支援教育の質の向上」

道教委では、特別支援教育を経験していない学校管理職が多くいることや、特別支援教育の経験が浅い特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担当者が一定の割合でいるほか、多くの学校で通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、各学校の校長は教員との対話を通じて、全ての教員にそれぞれのニーズや課題・キャリアステージに応じた研修受講の促進に取り組んでいます。

(4) 取組の柱 4 「特別支援学校の教育環境の整備」

本道の特別支援学校は、令和5年度、道立66校、市立5校、国立1校、私立1校の合計73校が設置されています。本道においては、広域分散型といった地理的状況や障がいの重度・重複化、多様化が進む中、多様な教育的ニーズのある幼児児童生徒が可能な限り身近な地域で、障がいの状態や心身の発達の段階等に応じた専門性の高い教育を受ける機会を確保するため、特別支援学校の整備・配置や教育環境の充実を図ることが求められており、特別支援学校の教育環境の整備における今後の取組について、以下の内容に整理しました。

学校配置

- ・障がいのある児童生徒の在籍状況や今後の推移のほか、圏域内における特別支援学校の配置状況や児童生徒の通学・寄宿舎への入舎の状況、活用可能な空き校舎など既存施設の状況等を総合的に勘案して学校配置を検討

卒業後の進路を見据えた学科の整備

- ・社会情勢や進路動向、生徒の興味・関心などを考慮し、学科の整備を検討

教育環境の整備に向けた狭隘化対策

- ・教室不足については、校舎増築や通学区域の見直しのほか、高等学校など既存施設を活用した整備などによる適切な教育環境の確保

効率的なスクールバス運行に向けた体制整備

- ・介助添乗員の資質向上に向けた事前研修の実施等による安全・安心なスクールバス運行体制の充実

安全・安心な学校体制

- ・不審者の侵入や火災・自然災害・感染症の発生などを踏まえた危機管理体制の整備

取組の柱 4 「特別支援学校の教育環境の整備」

道教委では、近年、特別支援学校や小・中学校等に在籍する医療的ケア児が増加していることから、医療的ケア看護職員配置の在り方に関する庁内検討を進めるほか、医療的ケア看護職員の研修の実施などにより、安全・安心な医療的ケア実施体制の整備・充実に取り組んでいます。

3 おわりに

道教委では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念の下、全ての子供たちが、障がいの有無にかかわらず、多様な個性を互いに認め合い、支え合いながら、共に学んでいくことができる環境を醸成し、誰もが生き生きと活躍できる社会が実現するよう、新しい基本方針に掲げる4つの柱に基づき、施策を推進しています。

施策の推進に当たり、新しい基本方針では、「道教委」、「市町村教育委員会」、「学校」等に各施策の実施主体を分けて明示し、市町村教育委員会や学校等が取り組むべき役割を意識し、研修等で活用できるようにしています。また、各項目における現状や課題、今後の方向性等を踏まえ、取り組むべき重要な施策に「重点」と記載しています。こうした実施主体の明確化や施策の重点化を図ることで、各地域において、道教委、市町村教育委員会、学校等が連携して施策に取り組むことができるとともに、実施状況を評価し、改善を図ることにつながると考えます。

このように、施策の推進に取り組んでいるところですが、変化が激しく予想が困難な時代において、本道の特別支援教育を取り巻く環境は、今後も変化していくことが予想され、新たな課題もまた生じてくるものと思われます。そのため、今後も道教委、市町村教育委員会、学校等がこれらの課題を共有するとともに、一丸となって施策の推進に取り組み、本道における特別支援教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えています。

教育相談体制充実モデル事業（江差町教育委員会）

江差町教育委員会学校教育課

1 はじめに

江差町は北海道の南西部に位置し、東西10km、南北17km、中央は厚沢部町が入りこんでアルファベットのBの形をした地形になっています。北海道文化発祥の地と言われており、江戸期のニシン漁最盛期には「江差の五月は江戸にもない」と言われるほど繁栄を極め、北前船交易によりもたらされた江差追分などの伝統芸能や生活文化が数多く伝承されています。

また、江差沖で座礁沈没した江戸幕府の軍艦「開陽丸」が復元され、幕末のロマンを漂わせています。

江差町には、幼児教育施設5園、小学校3校、中学校2校があり、小学校と中学校には、特別支援学級を設置しています。

本稿では、令和4年度から取り組んでいる、北海道立特別支援教育センター（以下、特セン）の教育相談体制充実モデル事業を活用した教育相談体制の充実に係る取組について報告します。



檜山管内の市町 檜山振興局のwebページから転載

2 教育支援体制について

江差町では、障がいのある幼児とその保護者への支援を早期から充実させるため、保健師がコーディネーター役となり、就学に関わる関係機関等との連絡調整を行っています。特別な教育的支援を必要とする幼児を早期に把握するため、乳幼児健診での気付きを基に、当町の保健師が上ノ国町子ども発達支援センターと連携し、町内の幼児教育施設の訪問を行っています。

また、小学校へ就学する前年度には、教育委員会が幼児の障がいの状態や発達の段階を把握するため、在籍する幼児教育施設の職員と教育委員会の職員が参加した懇談会を行い、情報共有を図っています。

当町の中には、上ノ国町子ども発達支援センターを利用している幼児もあり、その保護者には、個々のニーズに応じて、就学に関する説明を行うとともに、上ノ国町子ども発達支援センターや就学先となる小学校と教育委員会学校教育課や町の健康推進課（保健師）が連携し、幼児の情報を共有するようにしています。

当町の教育支援委員会である教育支援専門委員会は、保健師、上ノ国町子ども発達支援センター副センター長のほか、町内の特別支援学級設置学校の校長及び特別支援教育コーディネーター、町内の小・中学校の養護教諭の代表に加え、教育委員会職員の計15名で組織しています。

教育委員会学校教育課指導主事が中心となり、次年度小学校へ就学する幼児の教育相談に取り組んでいます。

このように、江差町では、町の保健・福祉部局や他町の発達支援センター等、早期からの支援を行っている関係機関と連携を図りながら、教育相談体制を整えています。

3 教育支援体制の課題

江差町では、上記のとおり保健師が中心となった早期の相談支援体制が整備されていますが、教育支援専門委員会における小・中学校の特別支援教育コーディネーターが役割を十分発揮できるための研修の充実を図る上で、次のような課題が見られました。

【教育支援専門委員会における課題】

- 本人や保護者が、就学に関する正確な情報を理解した上で、就学に関する事前の相談・支援の活動に臨むことができるよう、適時・適切な情報提供やきめ細かい配慮と工夫
- 障がいの状態や発達の段階を踏まえて整理した教育的ニーズを、分かりやすく本人・保護者に対して説明できる相談員（特別支援教育コーディネーター等）の専門性の向上
- 適切な学びの場を協議するために必要な、心理検査の実施や報告書の作成及びそれを踏まえた、適切な判断ができる人材の育成
- 「学びの場」に関する教育相談を行う際の保護者対応の質の向上

こうした課題を踏まえ、当町では、特センが実施する教育相談体制充実モデル事業（以下、モデル事業）を活用し、檜山教育局及び特センと共同で町内の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る取組を進めることとしました。

4 教育相談体制充実モデル事業を通じた取組

モデル事業は、特センが企画した事業であり、取組の推進は教育局と特セン、教育委員会が共同で行うものです。

内容は、「教育相談担当者養成集中講座（小・中学校）」に加え、就学に関する事前の教育相談等を担当する上で必要となる実践力を身に付けるための研修プログラム（教育相談実践力向上研修）から構成されています。

当町では、主に、教育支援専門委員会の委員を委嘱している、町内の各小・中学校の特別支援教育コーディネーターを中心に、町の保健師にも声を掛け、計7名（令和4年度は6名）が受講しました。

(1) 教育相談担当者養成集中講座（小・中学校）

教育相談担当者養成集中講座（小・中学校）は、市町村教育委員会が地域において活躍を期待する小・中学校等の教員を対象に、特セン所員による学びの場の相談に必要な検査や保護者面談等の研修を通して、学びの場などの教育相談を担当できる人材を養成することを目的とした事業で、次の4つの研修を主な内容としています。（令和5年度をもって新規受講申込みを中止）

項目	研修形態	内容
就学相談に関する基礎研修	遠隔研修による講義・演習	・就学事務 ・アセスメント実施上の留意点 ・心理検査の実施方法及び解釈
就学相談に関する基礎研修	遠隔研修による講義・演習	・心理検査等の実施と解釈
教育相談に関する専門研修	対面研修による巡回教育相談等の見学	・教育相談の流れや保護者等に対する助言の要点
ケース検討に関する相談・助言	遠隔研修によるケース検討	・受講者又は特センが実施した教育相談事例における心理検査の結果の解釈や助言の要点

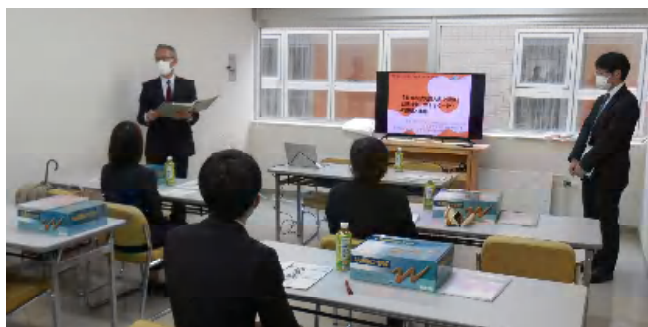
、 は、オンラインで行い就学相談に関する基礎的な内容を学ぶことができました。 については、江差町を会場に行う特センの巡回教育相談に受講者が同席して見学することにより、保護者からの聞き取りや心理検査をどのように解釈するのか、また、具体的な学びの場の助言について、イメージを持つことができました。 では、受講者又は特センが実施した相談ケースを特センとオンラインで事例検討を行うことにより、実践力を身に付けることができました。

(2) 教育相談実践力向上研修（ 本事業に指定された市町村のみ実施 ）

教育相談実践力向上研修は、モデル事業において、当町が抱える課題を解決するために、次の3つを主な内容として計画しました。

項目	研修形態	内容
心理検査に関する研修	講義・演習	・受講者が就学に関する事前の教育相談等で使用する心理検査の実施方法及び解釈
心理検査の実践研修	心理検査の実践	・新就学幼児に対する二次検査の実施 ・巡回教育相談におけるPVT-R絵画語い発達検査の実施
教育相談の解釈及び振り返り	遠隔研修による教育相談の解釈及び振り返り	・受講者が実施した教育相談における心理検査の結果の解釈や助言の仕方等

では、当町で所有しているWISC - 知能検査の他に、PVT - R絵画語い発達検査、S - M社会生活能力検査第3版の実施や結果の解釈について、特セン所員から演習を通した講義を行っていただきました。



心理検査に関する研修の様子



心理検査に関する研修の様子

5 受講者の声

児童の特性を把握し、教育支援や学びの場を考えるために大切な専門知識を得る機会を与えていただき、とても感謝しております。特別支援教育コーディネーターとして自校の一人一人に応じた教育や実践に活かしていきたいと考えています。

江差町立江差小学校教諭 岡 夏 子

自分の持てる力を伸ばし、「自立」し「社会参加」というゴールを目指して、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズや客観的な検査等を勘案し、その時に合った学びの場を考える就学相談について見識を深められました。

江差町立江差小学校教諭 穴 戸 暢 宏

実際に検査用具を使用する研修をすることで、実施方法や手順をより深く学ぶことができました。結果の解釈の仕方や支援方法を学ぶことで、日頃自分が関わっている児童への指導を見直すきっかけにもなりました。

江差町立江差北小学校教諭 杉 山 憧

研修の度に学ぶことが多く、同じ内容の研修でも新たな気付きがあります。検査の実施についても再度研修することで、自分にとってより確かなものになっていくのを感じます。この研修で得たスキル等を学校現場で活かしていきます。

江差町立江差北小学校教諭 長谷川 優 子

検査方法だけでなく、一つ一つの検査の目的や日常生活で考えられる課題と支援方法を丁寧に教えていただきました。また、検査を受けている子供の様子から見取れることを具体的に教えてもらい大変参考になりました。

江差町立南が丘小学校教諭 大 野 弘 子

心理検査の理解を深めることによって、児童生徒の特性から学校での学習や生活における困難さを予測し、くみ取る幅が広がりました。また、根拠をもって対応策や支援方法を考えられるようになったと思います。

江差町立江差中学校教諭 鈴 木 皓 子

研修を通して、各種検査の内容と手順を知ることができたことはもちろん、教育相談時に保護者が安心して相談できる環境づくりや、信頼関係を築く関わり方を意識することの大切さを学ぶことができました。

江差町立江差北中学校教諭 三 戸 佳 世



心理検査に関する研修の様子

6 成果

本事業に参加した特別支援教育コーディネーター等が、心理検査の実施方法や保護者への説明の仕方に関する研修を通して、障がいの特性を的確に把握するために必要な知識・技能を習得し、当町における子供の教育的ニーズに応じた就学先を決定するためのガイダンス機能の充実を図ることができました。

このように、町の教育支援専門委員を担う特別支援教育コーディネーターの専門性の向上は、町内における教育相談体制の充実につながったと考えています。

今後は、より一層適切な就学先の決定や就学時に決定した学びの場の柔軟な見直しが図られるよう、子供たち一人一人の教育的ニーズの変化を的確に把握し、その変化に継続的かつ適切に対応できる体制を本事業に参加した特別支援教育コーディネーター等を中心としながら維持、発展させていきたいと考えています。

7 おわりに

北海道では、全ての子供たちが、障がいの有無にかかわらず、多様な個性を互いに認め合い、支え合いながら、共に学んでいくことができる環境を醸成し、誰もが生き生きと活躍できる社会が実現するよう、特別支援教育を推進しています。近年は、少子化により子供の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、制度改正などに伴い、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が増加しており、このような子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うためには、更なる特別支援教育の充実を図る必要があります。

今回の「教育相談体制充実モデル事業（江差町教育委員会）」の取組が、幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実に向けた、早期からの教育相談・支援体制の構築及び関係機関との連携による地域の体制づくりの促進等の一助となれば幸いです。

「視覚障がい教育の専門性に基づく自立活動の指導の充実」

北海道旭川盲学校

教頭 千葉 秀 輝

1 はじめに

本校は、大正11年に創立した日本最北にある幼稚部・小学部・中学部を設置した盲学校で、令和4年度に創立100周年を迎えました。学校教育目標である「自ら学び、考えを深め広げ、自らの人生を切り拓いていく子どもを育てます」の達成に向け、幼児児童生徒の见えない又は見えづらさのある障がいに寄り添い、将来の自立や社会参加を目指し、一人一人の発達の段階や障がいの状態に応じた教育に取り組んでいます。

本校の今年度の在籍者数は、幼稚部3名、小学部3名、中学部9名の15名となっています。校区は道北地域一円と広大であり、遠方に居住する幼児児童生徒の通学を保障するため寄宿舎を併設しています。盲学校はその名称から、一般的には盲児しか在籍していないというイメージがありますが、全国的に盲学校では盲児・生よりも一定程度の視力のある弱視児・生の割合が高い状況です。本校においては15名中5名が盲児・生であり全国的に見ても盲児・生の割合が高く、視覚障がい教育に関する専門性を維持・継承していくことができるよう、校内研修の充実を図っています。また、本校の視覚障がい教育に関する専門性を生かし、本校に在籍する幼児児童生徒のみならず、道北地区の視覚障がい教育のセンター校として、地域の小・中学校等に在籍する「見ること」に課題が見られる児童生徒への支援も積極的に行っています。

近年はICTを活用した学習活動を積極的に行っており、道教委事業である「HANDS-ON-Project」による、道内の盲学校4校を結んだ遠隔授業のみならず、道外の盲学校との遠隔交流も積極的に行っています。また、児童生徒の見えにくさに応じた教科書・教材閲覧アプリケーションを利用した授業実践を進め、これらを活用した指導の方策は教育相談等を通じ、地域の小・中学校等に還元するなどしており、このような取組が評価され、令和4年度に、北海道教育実践表彰を受賞しました。

視覚に障がいのある幼児児童生徒は、視覚的な情報の入手に困難があることから「歩くことが難しい」、「周囲の状況が分からない」、「文字が読みづらい」等の様々な学習上又は生活上の困難さがあります。本校においては、視覚に障がいのある幼児児童生徒の见えない又は見えづらい状態から起こる学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、将来の自立と社会参加に向けた自立活動の指導の充実を図っています。

2 自立活動の内容

自立活動は障がいのある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加を目指して、学習上又は生活上の困難さを改善・克服するための領域で、その内容は健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6つに区分されており、さらに27項目に分類・整理されています。本校においては幼児児童生徒の発達の段階や障がいの状況に応じて、個別指導を基本として自立活動の指導を行っており、例えば歩行指導であれば、環境の把握や身体の動き、コミュニケーションから項目を選定し、関連付けて指導します。

また、各教科の指導や学校行事などにおいても、保有する感覚の活用や補助具の使用、点字等の読み書き、ICTの活用など、自立活動の指導で身に付けた力を活用して学習を行うなど、各教科等と自立活動を関連付けて指導を行っています。

本校では、次の写真に示すように自立活動の指導において、保有する感覚の活用（A）、補助具の活用（B）、点字の読み書きの指導（C）、歩行指導（D）、日常生活動作（E）、ICT機器の利活用（F）などに取り組んでいます。



A 保有する感覚の活用
手で形、大きさ、手触りを確認する様子



B 補助具の活用
単眼鏡で駅の電光掲示板を見る様子



C 点字の読み書きの指導
国語科で点字を読んでいる様子



D 歩行指導
単独で白杖歩行をしている様子



E 日常生活動作
視覚に頼らずに服を畳む練習をする様子（寄宿舎と連携）



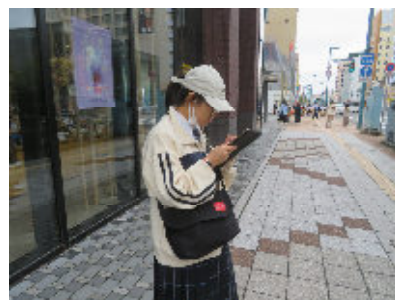
F ICT機器の利活用
タブレット端末を使ってノートを書く様子

3 まとめ

本校では、幼児児童生徒が自立活動の学習成果を実感できるよう、学習で身に付けた基礎的能力や歩行能力を使って課題解決したり、設定した目標を達成したりする「どきどきウォーク」という学習を長年に渡り行っています。また、旭山動物園への社会見学では、事前学習において動物園の方に来校していただき、実際に動物の皮や骨格標本に触らせてもらうことで、児童は具体的なイメージを持って動物園に行き、より深く学ぶことができました。

視覚に障がいのある幼児児童生徒は、動いているものや遠くにあるものなどを視覚や触覚により直接経験することが難しく、学習内容の理解が不十分になることがあります。そのため、各教科の内容の本質や法則性を幼児児童生徒が具体的に把握できるよう、基礎的・基本的な事項に重点を置き、指導内容を適切に精選するとともに、自立活動と各教科等を関連させながら指導することが必要です。

こうしたことから、本校では、これまで培った視覚障がい教育における専門性をさらに高め、幼児児童生徒一人一人の自立と社会参加に向けて、自立活動の指導の充実に取り組んでいます。



どきどきウォークの様子



キリンの皮に触る様子



北海道旭川盲学校

住所 〒070-0832 旭川市旭町2条15丁目
電話 0166-51-8101



本校のWebページ
を御覧ください。

「乳幼児相談室遠隔相談事業」

北海道釧路鶴野支援学校
教諭 金岡俊英

1 はじめに

本校は、平成26年3月31日に閉校となった釧路聾学校の機能を引き継ぎ、旧釧路西高校跡に「北海道釧路鶴野支援学校」として平成26年4月1日に開校しました。幼稚部・小学部・中学部からなる聴覚障がい教育部門と高等部からなる知的障がい教育部門の二つの教育部門を持つ道内唯一の特別支援学校です。「全力」、「前進」、「笑顔」の校訓の下、幼稚部3名、小学部4名、中学部7名、高等部114名が同じ校舎で学んでいます。

聴覚障がい教育部門は、釧路管内と根室管内、そしてオホーツク管内の一部地域が校区域となります。本校の広大な校区域の状況を踏まえ、乳幼児相談室を利用する乳幼児や保護者の長距離の移動による負担を軽減するために、「乳幼児相談室遠隔相談事業」を行っています。

ここでは、乳幼児相談室遠隔相談事業について紹介します。

2 乳幼児相談室遠隔相談事業の内容

本校の乳幼児相談室は、昭和62年に道の保健医療、福祉、教育を担当する部局が連携し、「北海道聴覚障害乳幼児療育事業」として制度化したことから始まり、0歳から2歳までの聴覚障がいのある乳幼児の教育相談を行っています。しかし、聾学校では、それ以前の昭和43年にはすでに「母子教室」という名の下、現在と同様に0歳から2歳の乳幼児と保護者を対象とした、早期療育を行っていました。

乳幼児相談室には次の3つの目標があります。

- ・学校と家庭、関係機関が連携し、安定した親子関係を育み、乳幼児の全体的な発達を促す支援を行う。
- ・ことばの獲得の素地を作るなど、その特性に応じた専門性に基づく支援を行う。
- ・関係機関との連携を図り、早期発見・早期療育の啓発に努める。

また、目標を達成するために主に3つの活動を行っています。

- ア 個別支援：週1回から月1回程度
- イ グループ活動：週1回程度、親子一緒
- ウ 保護者教室：年数回



個別支援の様子



グループ活動の様子



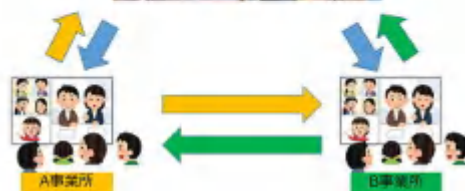
保護者教室の様子

GIGAスクール構想の実現に向けて校内のICT環境が整備されていく中で、整備された機器を、遠隔地から本校の乳幼児相談室を利用する乳幼児と保護者のために活用できないかと考え、令和3年度に「乳幼児相談室遠隔相談事業」を企画・実施することとしました。

本事業は乳幼児相談室で行っている活動を遠隔（ウェブ会議サービス）を使い、本校と校区域にある聴覚障がい児が在籍する発達支援センター等の事業所を結び、生配信するものです。令和3年度から現在までに計5回（年2回ほど）行っています。

遠隔相談事業では保護者教室などを実施しており、講演内容は「聴覚障がいについて」、「聴覚障がい者の生活について」、「我が子の成長から日々感じてきたこと」、「北海道釧路鶴野支援学校幼稚部教員が日々気を付けていること」、「障がいをもつ姉を想って」です。聴覚障がいの当事者や聴覚障がい児を育てた保護者、障がい者の兄弟等多彩な方々に講演していただきました。また、講演終了後には必ず交流会を開催しました。参加者数は、多い時には3つの事業所が参加し、参加家族は15家族に上りました。

乳幼児相談室遠隔相談事業



乳幼児相談室遠隔相談事業

3 まとめ

参加した保護者のアンケート結果から、遠隔相談事業について大変好評との声が寄せられました。ICTの双方向性を活用し、講演で質疑に対し即座に返答することができ、遠隔地にいても顔の見える交流ができました。また、過疎化が進み聴覚障がい者や聴覚障がい児が近くにいない地域で子育てをする方からは、同じ境遇の保護者同士が互いの顔を見ながら話をすることで、遠く離れていても身近な存在に感じられたとの感想が寄せられました。

また、通学することができなくても乳幼児相談室で行われている療育の一端を経験することにより、保護者が一人で抱える苦しい気持ちや養育に係る不安感を軽減できたのではないかと感じています。

本事業の実施に当たっては、接続先となる事業所のICT環境が整っていなかったり、療育事業の枠組みの中では参加できなかったりするという課題もありました。現在は、講演型の保護者教室の配信のみですが、今後は、各事業所が主体的に聴覚的支援を行うことができるよう、より実践的な療育内容等についての配信ができるよう工夫していく必要があると考えています。

乳幼児相談室遠隔相談事業を通して、同じ聴覚障がい児を育てる保護者同士が不安や悩みを共有し合う中で、子供の成長に喜びを感じ、子育てに自信を持つなど、前向きな気持ちを高める機会を、学校と居住地との距離を超えて設けることができたことが何よりも大きな成果であると感じています。これも乳幼児相談室における保護者支援の役割であり、今後もこの事業を続けていきたいと思っています。



保護者教室の様子



北海道釧路鶴野支援学校

住所 〒084-0924 釧路市鶴野58番92

電話 0154-57-9011



本校のWebページ
を御覧ください。

「『藍で繋がる伊達愛プロジェクト』について」

北海道伊達高等養護学校

教頭 鷹尾 英 弥

1 はじめに

本校は、職業学科を設置する知的障がい特別支援学校です。開校は昭和56年（1981年）で、高等部のみを置いています。本校では、知的障がいを有する生徒が、卒業後の職業自立に必要な専門的な知識や技能を習得するための教育活動を行っています。

本校の学校教育目標は、「自ら学ぶ力を高め 豊かな心とたくましい体を育み 目標に向かって働く力を身に付け 新しい時代の社会に貢献する生徒を育てる」であり、一人一人の実態や特性に応じて、持てる力を最大限に発揮し、自己の可能性にチャレンジする人間の育成を目指し、教務及び舎務が連携して指導を行っています。

本校では、以前から伊達市の古き良き伝統や文化を知るために、農業科を中心に伊達市の伝統工芸の一つである「藍染め」を研究してきました。しかし、本校の教育課程及び教場（農場）の関係上、藍や藍染めを題材として取り組むことができる教育活動には限界があり、藍の生産量の向上や伝統技法による染料発酵及び染めなどを展開することが困難な状況でした。そこで、本校と伊達市が連携して藍の播種、苗の栽培から収穫、そして藍染めまで一緒に取り組むプロジェクトを立ち上げました。

2 「藍で繋がる伊達愛プロジェクト」の内容

令和3年度（2021年度）から取り組んでいる「藍で繋がる伊達愛プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の一環として、次のような取組を行いました。

(1) 「藍育ファンディング」

クラウドファンディング（目的に賛同する人が出資し、できた製品やサービスを返礼としてもらうシステム）からヒントを得た取組で、趣旨に賛同してくださる地域の方々に藍の苗を無料配布し、自宅の菜園等で育てていただき、藍染料の原料となる葉を収穫して本校にお持ちいただくものです。

(2) スクールキャラクターの募集・決定

全校的に本プロジェクトに取り組む意識を醸成するため、生徒会が主体となり全校生徒にスクールキャラクターの案を募りました。40点を超える応募から、全校生徒の投票により、藍の葉をあしらった藍色の兜を身に付けた「サムアイ君」（「侍（さむらい）」と「藍（あい）」から命名）がスクールキャラクターに選ばれました。こうした取組を通じて、生徒・職員全体に藍を活動の柱とする本プロジェクトが明確になり、その後、各学科での作業学習で「藍」や「藍染め」にちなんだ製品作りを行ったり、「藍育ファンディング」や藍の定植・収穫に3年間で全校的に取組んだりすることに前向きな機運を醸成することができました。

(3) 「藍」や「藍染め」にちなんだ各学科での製品作り

元々藍の栽培等に取り組んでいた農業科以外の学科（園芸科・窯業科・木工科・工業科・家庭総合科）でも製品作りに「藍」や「藍染め」にちなんだものを取り入れ、全学科で本プロジェクトに取り組みました。

(4) 全校生徒による共同学習

上記(1)の「藍育ファンディング」には本校第3学年の生徒、藍の定植（育った苗を農場（畑）に植え替える）には第2学年の生徒、藍の葉の収穫には第1学年の生徒が取り組みました。



スクールキャラクター
「サムアイ君」

(5) 北海道外の高等学校との交流学习

藍の栽培・染料作り等の取組を行っている徳島県の高等学校と、ウェブ会議システムを使って交流学习を行いました。

(6) 地域の店舗・団体との連携

地域の飲食店が提供する「伊達市のふるさと納税返礼品の藍染色」や「菓子舗への藍の葉のパウダー提供」、ボランティア団体が製作する「がん患者用のタオル帽子の藍染色」等で連携をしました。

3 まとめ

「藍育ファンディング」については、伊達市教育委員会や報道機関等との連携により、本プロジェクトの開始時から3年連続で実施することができました。実施3年目の今年度は、初年度の苗の配布ポット数220ポットに対し、360ポットを配布することができ、地域の方々と交流を深めてきました。

本校の取組及び伊達市の伝統文化としての藍栽培・藍染めに対する認知度は向上し、今年度は、個人での賛同者だけではなく、福祉施設や保育所、小・中学校等、幅広い地域の方々にも藍の栽培・収穫を体験・協力していただきました。

これにより、藍染料の原材料として使える葉の量を増やすことができました。その結果、本プロジェクト開始から2年目（「藍育ファンディング」初年度にいただいた葉を本校の農場で収穫した葉に加え、より多くの葉の量で発酵させた最初の年）に本藍染液の天然発酵による製造に成功し、3年目となる今年度は昨年度の2倍の量の本藍染液製造に成功しました。

また、従来は各学科がそれぞれ別の作業学習を行っているなど、行事を除いては各学科及び各学年の一体感がやや希薄な状況が課題でした。しかし、「藍」という共通のテーマを用いた様々な製品作りや定植・収穫への参加を通して、全校的な一体感を生み、かつ、生徒が今まで経験したことのない作業や地域との関わりを行えるようになり、生徒の社会性の向上に繋がりました。本校生徒からは、新たな活動にチャレンジする楽しさや充実感を感じているなどの声が上がっています。

本プロジェクトは、活動の内容や参加の形、予算付けなどの面において改善が必要な点があることから、より充実した教育活動を展開できるよう、これまでの成果を踏まえ、今後さらに持続可能な本校と地域の連携の在り方を探る必要があります。

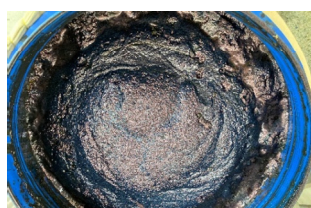
今後とも御理解と御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。



藍の苗の無料配布会の様子



地域の皆様からの藍の生育写真



藍染料（天然発酵）の完成



本藍染め製品の乾燥



北海道伊達高等養護学校

住所 〒052-0012 伊達市松ヶ枝町 105-13

電話 0142-25-5115



本校のWebページ
を御覧ください。

「農福連携による就労を目指し、地域の関係機関が連携して取り組む作業学習」

北海道平取養護学校

教頭 森 下 こずえ

教諭 西 野 英 行

1 はじめに

本校は、平取町にある知的障がいのある児童生徒が学ぶ特別支援学校です。小学部12名、中学部19名、高等部42名の児童生徒が在籍し、そのうち約8割の児童生徒が学校に隣接する寄宿舎を利用して通学しています。

学校のある平取町は、町を貫流する沙流川の流れが育んだ豊かで雄大な自然のもと、農林業を基幹産業としています。特産品であるトマトは「ニシパの恋人」としてブランド化され、出荷量全道一を誇る産地となっています。しかし、近年、生産農家の高齢化や人手不足が深刻になっており、農業の担い手確保が重要な課題となっています。

2 「高等部コース制」と「農福連携の推進」による新たなチャレンジ

本校高等部は、卒業後の自立した生活を目指し、作業学習を取り入れた教育課程を編成していますが、近年は、高等部への入学者が増加したことにより、様々な生徒の教育的ニーズに対応することが求められるようになっていきます。そのため、令和2年度から「コース制」を導入し、生徒が自分の得意な学び方や進路希望等に応じて学ぶコースを選択できるようにするとともに、自信や生きがいを持って社会参加する力を育てるため、作業学習では、地域に貢献できる内容を設定してきました。

このような学校の取組に対して、町内の関係機関や団体に御理解を頂く中で、「農福連携」を推進している平取町が、学校とトマト農家をつないでくださり、令和2年度から「トマト農家での作業学習」が始まりました。

今年度については、週1回、年間を通して、ワークコースの農業班に所属する生徒4名が、トマト農家の方から指導を受けながら、根切り、芽かき、傷んだ葉の除去、除草、藁まき等の作業を行っています。

また、学校と農場間の往復については、平取町社会福祉協議会により送迎を行っていただいています。実習先の確保だけでなく、こうしたきめ細やかな支援のおかげで、作業の回数や時間を十分に確保することができています。



トマト農家での除草作業の様子

【ライフベシックコース】
自立活動や日常生活の指導を中心に学び、生活リズムを整え、身体をうまく動かす力を身に付けます。

■自立活動
週20単位時間

【ライフコース】
作業学習や生活単元学習、各教科等をバランスよく学び、生活する力を身に付けます。

■作業学習
週6単位時間
■美術
週2単位時間

【ワークコース】
作業学習を中心に、生活単元学習や各教科等を学び、働くために必要な力を身に付けます。

■作業学習
週9単位時間
うち週1回は一日作業

高等部コース制における各コースのねらい



平取町社会福祉協議会による送迎の様子

さらに、令和5年度からは、「農福連携」による農業分野での就労に向けてより実践的な力を育成するために、学校敷地内に農業用ハウスを設置し、作業学習でトマト栽培を始めました。

この取組においても、平取町の呼び掛けにより、本校後援会や平取町農業支援センター、日高農業改良普及センター、JAびらとり、町内のトマト農家など、様々な方々に携わっていただき、ハウス建設予定地の整備から土壌の改良、トマトの栽培技術、生産物の流通に至るまで、一貫して御指導や御支援を頂きました。

6月上旬に日高農業改良普及センターの御指導の下、農業班の生徒が苗の定植作業を行いました。

その後、関係機関の方々の見守りと、生徒による毎日の丁寧な作業によって、すくすくとトマトが成長し、夏の間に大きな赤いトマトをたくさん収穫することができました。

8月には「ふれあいセンターびらとり」と協力し、生徒による地域向け販売会を実施することができました。



苗の定植作業の様子



地域向け販売会の様子

3 まとめ

令和2年度から続けているトマト農家での作業学習においては、農家の方に直接指導していただくことで、生徒がより実際の就労体験ができるとともに、生徒が自ら考え主体的に行動する様子が増えるなど、大きな成果が上がっています。

この取組は、生産農家の方が、本校の生徒と直接関わることで、本校の教育活動や障がいのある方への理解を深めていただく機会となっています。

今年度から実施している自校でのトマト栽培においては、トマトの成長に期待感を持って作業に取り組み、生徒の自己有用感へとつながっています。

また、収穫したトマトのおいしさを実感することで、農業の楽しさを知ることもできました。

今後も本校では、関係機関の方々の御指導を頂きながら、作業学習の工夫・改善を図り、生徒が働く喜びや農業の楽しさを感じられるような教育活動を進めて参ります。

さらに、平取町との連携を一層強化し、卒業後の町内での就労及び生活の場の確保に取り組み、「農福連携」による町づくりのために、学校が地域の一員としての役割を果たしていきたいと考えています。



作業学習受け入れ先の生産農家の方と



北海道平取養護学校

住所 〒055-0107 沙流郡平取町本町 112 - 7

電話 01457-2-3178



本校のWebページ
を御覧ください。

「ゆめ水族園実施に向けた取組と実際」

北海道函館養護学校
教諭 小山田 秀 司

1 はじめに

本校は、肢体不自由のある児童生徒を対象とした特別支援学校で、小学部19名、中学部11名、高等部13名の計43名が在籍しています。本校では、教育目標に「子ども一人一人のもっている よさや個性を 発揮できるようにし 心豊かに たくましく 社会で共に生きる力を育てる」を掲げ、めざす児童生徒の育ちとして「楽しんで学び続ける人」、「互いのよさを認め合い、人とのつながりをもてる人」、「自分の考えを表現し、生き生きと活動する人」、「命と心身の健康を大切にする人」とし、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた取組を行っています。

学校で取り組んだ「ゆめ水族園」は、セイコーエプソン株式会社が社会支援活動として行っている「ファンタスプロジェクション」による映像表現を生かした感覚刺激を伴ったバーチャル体験活動です。道南地域には水族館や動物園はありません。そのため児童生徒に「ゆめ水族園」の世界観の中で、動物たちの生命の躍動を見たり感じたりしながら、自由に心と身体を水の中の映像に重ね合わせる体験をしてもらいたいという願いがありました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で校外での活動が制限される中、今まで経験したことのない空間を「見る、聴く、感じる」体験をすることにより、児童生徒の様々な感情や行動を引き出すことや、周りの人たちと感動を共有することを期待しました。

2 ゆめ水族園実施に向けた取組と実際

(1) 令和3年度「Fantas Scholaと函館水族園」

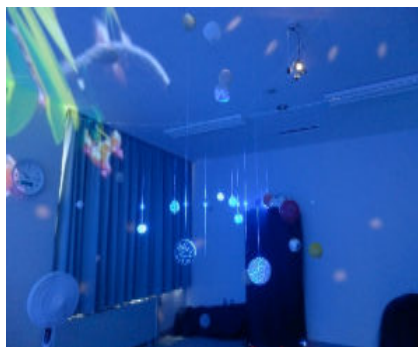
ゆめ水族園は、令和2年度実施の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため2年間延期され、令和4年度にようやく実施されました。実施までの期間は、令和3年度にセイコーエプソン株式会社主催の研修会（Fantas Schola、計3回）に全教員で参加しました。この研修会で学んだ「投影のコツ」、「空間作りの具体例」などを生かし、ゆめ水族園実施に先駆けて「函館水族園」と名付けたプロジェクションによる映像空間を教員が工夫して実施することで、中学部の生徒は、ゆめ水族園への期待を膨らませることができました。



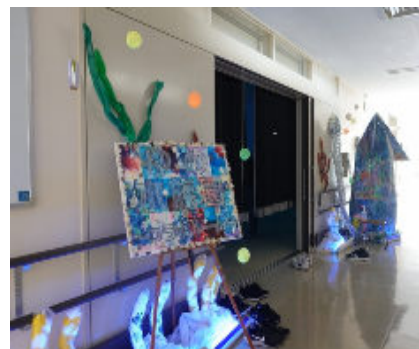
函館水族園の様子

(2) 令和4年度「ゆめ水族園実施に向けた取組」

ゆめ水族園は、本校の体育館、プレイルーム、行動観察室の3会場で開催しました。行動観察室は本校の児童生徒が美術や図工の時間に制作した「風のアート/コットンボール」や「海の生き物/チンアナゴ」等の作品とゆめ水族園の映像とのコラボルームとして企画しました。



「風のアート/コットン」 コラボルーム「風のアート」



コラボルーム入口「児童生徒作品」

ボール」では、中学部の生徒が、張り子や糸巻きをして風で揺れる２種類の飾りを作りました。中には鈴が入っているものもあり、風に揺られると優しい音が響きます。これにゆめ水族園の映像が加わることで幻想的な空間になりました。また、入口に設置した「ウェルカムボード」は、海をイメージして作った「アルコールインクアート」に、道南の海で集めた小石や貝殻をボードに飾って制作しました。コラボルームは児童生徒のゆめ水族園への期待が詰まった会場になりました。

3 まとめ

校内の３会場はそれぞれに特徴がありました。体育館はダイナミックな映像や様々な仕掛けがあることでアクティブな活動やリラックスした活動等ができる多様な空間、プレイルームはゆったりと落ち着いて活動ができる空間、行動観察室は児童生徒の作品とゆめ水族園の映像がコラボした空間です。そして、どの会場でも映像や音、感触等を楽しむことができました。

ゆめ水族園は、空間スケールの大きさ、ダイナミックさに加え、多彩な映像、そして床、壁、天井、スクリーンなどあらゆる方向に映像を映したり、魚すくい、触れられるスクリーン、リラックスできる音楽など多様な仕掛けが用意されたりしていました。映像による視覚刺激だけではなく、聴覚や触覚などの身体全体で刺激を受け、様々な実態の児童生徒が楽しんで活動できる内容でした。体験を通して「物を見続けることが苦手な子供が、ハンドスクリーンに映した泳いでいる魚から目を離さなかったり、クラゲが動く様子をずっと目で追ったりしていた。」、「映像に思わず手を伸ばそうとしていた。」、「普段あまり声を発しないが、今まで聞いたことのないような発声で、隣にいる教師に話し掛けていた。」など、様々な感情や行動を引き出すことができました。

コロナ禍での実施のため、本来計画していた地域の学校等を招くことや、本校の訪問教育学級の生徒が入院している病院に移動型投影プロジェクションカーを持ち込み、院内版ゆめ水族園を実施することができなかったことは残念でした。しかし、訪問教育学級の児童生徒はオンラインで参加することができました。児童生徒一人一人が様々な角度からゆめ水族園の世界を満喫し、日常ではできない大変貴重な体験をすることができました。



体育館会場の様子



プレイルーム会場の様子



魚すくいをする様子



北海道函館養護学校

住所 〒042-0916 函館市旭岡町２番地
電話 0138-50-3311



本校のWebページ
を御覧ください。

「児童生徒の可能性を引き出すICTを活用した実践」

北海道手稲養護学校三角山分校

教頭 渡 邊 憲 幸

1 はじめに

本分校は道立学校として唯一の病弱特別支援学校であり、北海道医療センターに隣接しています。在校生徒の約8割が筋ジストロフィー等の神経筋疾患であり、札幌市及び道内各地から入院して通学しています。

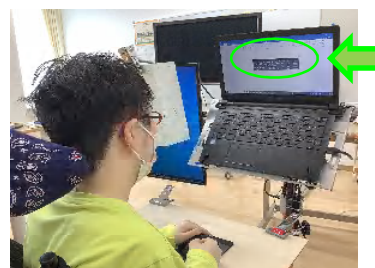
また、今年度から札幌市内にある医療機関への病院訪問教育の拠点校となり、道内の小・中学校から入院してくる児童生徒の教育への取組を進めています。

令和2年8月に国立病院機構八雲病院が札幌市の北海道医療センターへ機能移転したことに併せて、北海道八雲養護学校が北海道手稲養護学校三角山分校と名称を変え移転しました。本分校の学校教育目標は、「自らの可能性を生かし、心豊かに生きる人を育てる」としており、生徒の状況に応じて学習環境を整え、これまでににおいてもICT機器を活用しながら日々の教育活動に取り組んできました。本稿では本分校のICT機器を活用した実践について紹介いたします。

2 ICTを活用した取組 ～生徒の実態や状況を踏まえた環境づくり～

筋ジストロフィーは、病気の進行とともに全身の筋力が低下していくケースが多い疾患です。病気の進行とともに学習の中で書字が困難になったり、姿勢を保持することが難しくなったりします。そのため、入学時及び転入時には、一人に一台パソコンを貸与し、学習の中でキーボードでの文字入力に取り組む場面を設定しています。キーボードの操作が難しい生徒にはWindowsに標準搭載されているスクリーンキーボード機能を使った文字入力に取り組んでいます。パソコンを使うことが筆記の代替手段として多く用いられ、紙とペンの代わりに活用しています。

また、パソコン台とモニターを使用して視線移動や筆記のしやすさを向上し、体力面での負担を軽減しています。その他、テレプレゼンスロボット（kubi / タブレットを装着し、遠隔でうなずきや首振り操作を行うなどして授業に参加。Double 3 / 車輪がついており、パソコンでの遠隔操作で自走（お出かけ可能））を活用して、学習環境の制限や外出制限に対応した学習を行い、状況に応じた学習保障を行っています。このように一人一人の障がいの状況を踏まえた支援機器の導入を行い、学習環境を整えています。



スクリーンキーボード機能を使った文字入力



視線や筆記に係る動線の確保による体力面への配慮

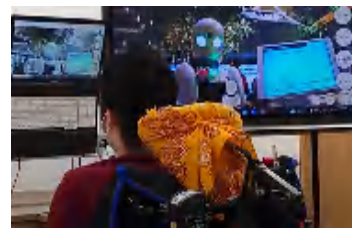
3 ICTを活用した取組 ～ロボットを活用し遠隔で接客～

昨年度、就労体験実習において企業（札幌チャレンジド、PwC Japan合同会社）のテレワークによる実習を行ったほか、東京の日本橋にある「オリイ研究所」が開発した分身ロボット「OriHime」を使って、学校からの遠隔操作による接客体験を通して、テレワーク就労への理解を深め、併せて生徒個々のコミュニケーションスキルの向上を目指した取組を行いました。分身ロボット「OriHime」は、環境や障がいによる移動の制約を克服するために開発されたロボットで、カメラ、マイク、スピーカーが搭載されており、インターネットを通じて会話やリアクシ



ロボットを活用して学習環境の制限や外出制限に対応した合同学習や校外での学習を実施

ンができます。昨年3月には東京で開催された分身ロボットカフェで1回目の接客実習、12月には地域のカフェでの2回目の接客実習、今年2月には株式会社オリィ研究所が札幌にて期間限定で開催した分身ロボットカフェでの3回目の接客実習に生徒が参加しました。実践を通して生徒の持つコミュニケーション能力や社会参加に対する意欲が発揮される場面が多々見られ、生徒の新たな一面を見出すことができました。

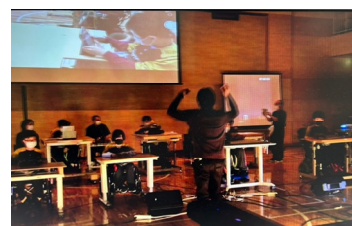


分身ロボットカフェでの接客実習

4 ICTを活用した取組 ～太鼓、バンド演奏を実現（三角山太鼓）～

音楽の授業では、生徒の手や指の可動域に配慮し、タブレット（iPad）を活用した活動に取り組んでいます。生徒は指先でのタップに加え、マウスやApple pencilを使いながら音を出します。「三角山太鼓」では、太鼓アプリを使い、画面上の叩く位置で「ドン」、「カッ」などの音色を使い分け、迫力ある演奏を行いながら日本の伝統的な音楽について学んでいます。

また、バンド演奏やオーケストラでは音楽アプリ（Garage Band）を使い、ギター、オルガン、ドラム、ベース、バイオリン、チェロなどの楽器の音をそれぞれが担当し、曲ごとに音色・調性・スケールの選択など自分で操作して演奏しています。タブレットを活用することで、生徒が様々な楽器の音色を奏でながら、アンサンブル演奏を楽しんでいます。



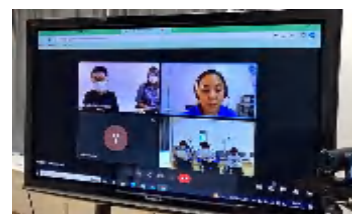
アプリを活用して迫力ある「三角山太鼓」を披露



5 ICTを活用した取組 ～遠隔中継による社会見学、体験活動～

遠隔中継による社会見学や体験活動を積極的に行っております。昨年度は、道立近代美術館、山の手博物館、沖縄美ら海水族館などの見学を通して、館内中継と学芸員による解説により、学習の機会を広げています。遠隔での体験活動では、全国病弱特別支援学校のロボットプログラミング選手権大会に参加しています。昨年度は北海道・東北大会を勝ち抜き、全国大会に出場することができました。参加を通して全国の特別支援学校に、自分たちと同じような環境で学んでいる仲間がいることを実感できる良い機会となっています。また、英語の授業では企業の支援を受け、フィリピンと中継し、英会話や異文化理解の学習に取り組んでいます。

全国病弱特別支援学校ロボットプログラミング選手権大会



フィリピンと中継して実施した英会話や異文化理解の学習

6 まとめ

本分校の児童生徒はこれまで病気を理由にあきらめてきたことも多くある中で、学校では「できる」、「できた」、「取り組んでみたい」といった気持ちを育てていくことが必要であると考えています。そのためには、私たち教師もあきらめることなく、今後もそうした環境づくりと物理的な距離や時間をICTの特長や様々なテクノロジーを生かし、工夫を凝らしながら児童生徒の可能性を広げていく必要があると思っています。

今後も様々なICTを中心とした教材等を活用して児童生徒の成功体験を積み重ねていけるよう、職員全員で不断の授業改善を図っていきたいと思います。こうした取組が、児童生徒の社会参加への意欲や自己肯定感の向上につながると信じています。



北海道手稲養護学校三角山分校

住所 〒063-0005 札幌市西区山の手5条8丁目1-38

電話 011-633-3020

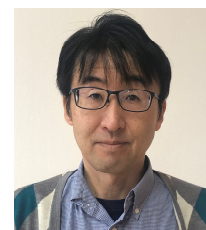


本校のWebページ
を御覧ください。

「湧別町における通級による指導（巡回指導）の取組」

湧別町立ゆうべつ学園

教諭 井 理 聡 昭



1 はじめに

現在、湧別町には義務教育学校（本校含む）2校、小学校4校、中学校1校があり、通級による指導は、本校では自校通級を、それ以外の学校では、本校の教員が巡回指導を行っています。

当町における通級指導教室は平成30年4月、湧別小学校（当時）に開設されました。当時、通常の学級において学習や行動に困難さがあり、特別な教育的支援を必要とする児童が増加し、そのような児童に対して、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導ができる体制を整えたいという思いから開設に至りました。

開設当初は、担当教諭（井理）一人による自校通級11名と他校通級2名の計13名の児童でスタートしました。指導内容は、LDのある児童への学習支援、ADHD及び自閉症のある子供への心と体の支援等を行っていました。翌年、他校通級を利用する児童及び保護者の通学の負担を考慮し、担当者を2名に増員する中で、町内の中学校も含めた巡回指導がスタートしました。発達障がいに加えて構音障がいのある児童生徒への指導も開始し、幅広い実態の児童生徒を対象に指導を行うこととなりました。特別な教育的支援の必要な児童生徒の増加に伴い、令和2年からは担当者も現在の3人体制となり、計49名の児童生徒が通級による指導を利用しています。

令和5年度からは、湧別小学校と湧別中学校が統合され義務教育学校に変わり、自校の中学生の通級による指導も行うことになりました。

2 通級による指導の取組

(1) 通級指導教室のニーズについて

湧別町の小・中学校に在籍している児童生徒の傾向として、学習における困難さを示す児童生徒の割合が約7割を占め、ADHDや自閉症のある児童生徒についても学習の困り感を併せ有するケースが非常に多く見られます。

当初、自校・他校通級からスタートさせましたが、広い町内の全ての学校に通級による指導を行き届かせるには、他校通級から巡回指導へと変えなければなりませんでした。それによって、それまで通級による指導を受けることができなかった児童生徒も指導を受けることができるようになりました。

また、通級による指導の対象を中学校にも広げたことは、小学校からの支援を継続することや、中1ギャップを乗り越えるといった視点からも有意義であったと感じています。小学校から、継続して支援することによって少なからず不登校の防止になっているのではないかと考えています。

学級担任との連携については、自校の場合は個別の教育支援計画・個別の指導計画を基に、日頃から児童生徒の様子の情報交換を行い連携に努めています。巡回指導については常時情報交換を行うことは難しいため、長期休業中などに学級担任と面談を行い、お互いの指導の様子について情報交換をしています。

構音指導や情緒面・行動面の指導では、それぞれの困難さが軽減もしくは改善したと判断し、通級による指導を終了した児童生徒が多数います。

しかし、LDのある児童生徒の場合、学習に対する不安全感や対人関係及び生活面でのストレス等に



中学生の学習の様子

よって、情緒が不安定になったり自尊感情が低下したりするなど、困難さが続く傾向にあるため、継続的に指導が必要になる状況が見られます。

通級指導教室が開設されてからの6年間で、特別支援学級に在籍していた児童が通級による指導に学びの場を変更した事例が2件あります。情緒障がい特別支援学級における自立活動の指導により、行動面における課題の改善が図られ、特別支援学級での指導を終了するとともに、通常の学級に在籍を変更して通級による指導を活用することになりました。当初、保護者は、在籍を変更することに少し不安があるようでしたが、通級指導教室で引き続き指導することについて丁寧に説明することで保護者の理解を得ることができ、今は安心して学校生活を送ることができています。

(2) 通級による指導の実際

当町の通級指導教室には、様々な困難さのある児童生徒が在籍しており指導内容は様々です。LDのある児童生徒は読み書き計算等のつまずきを抱えており、いわゆるコグトレやビジョントレーニングといった認知機能のトレーニングを中心にを行い、漢字や計算の練習にはカードやドリルを使って繰り返し練習をするようにしています。「読み」の指導では音韻認識のトレーニング、場合によってはタブレットを使って読みの負担を軽減する指導を行っています。

ADHDや自閉症など行動面や社会性、コミュニケーションなどにつまずきを抱えている児童生徒については、ソーシャルスキルトレーニングをはじめとした内容を取り扱うことがあります。感情のコントロールが難しく問題行動を繰り返していた児童生徒には、アンガーマネジメントに関する指導、相手に自分の気持ちを伝えることが難しい児童生徒には、コミュニケーションのトレーニングなどに取り組み、スキルアップを図る指導をしています。

また、体幹が弱かったり、不器用さがあったりする児童生徒には、感覚統合を応用したトレーニングや、身体認知トレーニングなどを取り入れ指導しています。現在、本学園では義務教育学校になったことに伴い、新校舎の通級指導教室にはトレーニングルームが併設され、体を動かす指導等で活用しています。



トレーニングルームでの自立活動の様子

3 まとめ

通級による指導の成果は、継続的に指導・支援を行うことにより、児童生徒の心と体と学びの成長を促していることにあると思います。

感情のコントロールにつまずきや学習上の困難さがある児童生徒は、通級指導教室での学習を通して本人の努力をしっかりと認めることで自信を持たせたり、やり方を工夫すれば自分もやり遂げることができるということに気付かせたりすることにより、心をリフレッシュさせ、落ち着いて生活できるようになっています。

また、巡回指導を行うことで、今まで支援が十分に行き届かなかった児童生徒にも自信や意欲の向上につながる指導を行えるようになったことは大きな成果と言えます。しかし、巡回指導を行う上では、児童生徒の日常的な学校生活における実態を踏まえることや指導時間の調整が課題となることから、在籍する学校の学級担任等との情報交換や柔軟な指導体制の構築をより一層進める必要があると考えています。

編集後記

「特別支援教育ほっかいどう」第29号（通巻第73号）の発刊に向けて、御執筆いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

今回は、特別支援教育に関する基本方針に基づく取組について、市町村における教育支援体制の充実に向けた取組、道内の特別支援学校の取組、小・中学校の通級による指導（巡回指導）の取組を紹介しました。

本号が、特別支援教育に関する基本方針に基づいた、特別支援教育の充実に向けた取組の一助になることを願っています。

本センターとしましては、引き続き、北海道の特別支援教育の充実を目指し、教育相談や研究・研修、広報啓発・ICT教育推進等の事業を一層推進して参りますので、今後ともよろしくお願い致します。

「特別支援教育ほっかいどう」第29号（通巻第73号）

発行：令和6年（2024年）1月

編集：北海道立特別支援教育センター

北海道札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

T E L 011-612-6211（代表） F A X 011-612-6213

E-mail tokucen@hokkaido-c.ed.jp

U R L <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp>

X (旧Twitter) https://twitter.com/pref_tokucen

YouTube <https://www.youtube.com/channel/UC7ohsCTaA7LKcBpMMw4UPIA>



本センター
Webページ



公式X
(旧Twitter)



特別支援教育
YouTubeチャンネル

発行者：北海道立特別支援教育センター所長 今井章文